

F 22A ラプター戦闘機の再配備と外来機を含む 訓練の実施に伴う基地負担軽減に関する意見書

米空軍最新鋭ステルス戦闘機 F 22A ラプターは、2007 年 2 月米本土以外で初めて嘉手納基地に一時配備されて以来、2009 年 1 月、5 月と 3 度目の配備となった。

嘉手納基地には、所属機の F 15 戦闘機等が配備されており、F 22A ラプター戦闘機の一時的配備の積み重ねは、事実上の常駐配備で新たな基地負担であると言わざるを得ない。

また、F 22A 戦闘機は、2009 年 3 月に米本国で訓練飛行中に墜落事故を起こしたが、その原因究明が公表されていない中での今回の一時配備であり、常駐機である F 15 戦闘機に加えさらなる危険負担の増大であり、基地周辺住民は強い憤りを覚える。

さらに外来機の飛来や半ば恒常化した訓練の実施は、米軍再編ロードマップに掲げられた沖縄の基地負担軽減のための部分的な訓練移転以上に騒音回数や騒音量、また事故の危険性は増すばかりで、新たな基地負担増であり、到底容認できるものではない。

よって、沖縄市議会は市民の生命・財産を守る立場から、下記事項について強く要求する。

記

- 1 . F 22A ラプター戦闘機の墜落原因を速やかに究明し、公表すること。
- 2 . 嘉手納基地での新たな市民負担につながる訓練を一切行わないこと。
- 3 . 「市民が実感できる」米軍再編の負担軽減を速やかに実施すること。
- 4 . 騒音防止協定を遵守すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 6 月 22 日

沖 縄 市 議 会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 防衛大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長